

西尾市民病院広報活動業務公募型プロポーザルの質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	西尾市民病院広報活動業務 仕様書 (P4) 4 その他 (5) に「(3) 成果品 (著作物) に関する著作権は 当院に無償で譲渡するものとし、全て当院に帰属するものとする。」とありますが、納品物によっては受託者側に帰属することは可能でしょうか。また、その場合、広報に関しての利用は制限を設けずに契約することは可能かどうかご確認いただきたい。	成果品 (著作物) に関する著作権を受託者側に帰属させることはできません。 ただし、広報に関しての利用については、当院と受託者の協議の上、許可する旨を契約書に記載することは可能です。
2	仕様書 3業務内容 (2) 広報誌の企画及び制作 ⑦イラストの件 既存のイラストを利用する際、そのイラストをリデザインする事がある際、イラストのタッチはイラストレーターの方に依存する事になりますので、似た感じのタッチとなりますが問題ないでしょうか。	著作権法や商標法、不正競争防止法などの法律に違反する模造とならなければ問題ありません。
3	納品用PDFデータの件 ・ 350dpiの高解像度データ (トンボ無し) ※見開き/単ページの2種 ・ Web閲覧用低解像度データ (トンボ無し) ※見開き/単ページの2種 こちら、データ容量をどの位で良いのか知りたいので、過去のサンプルを見せていただくことは可能でしょうか。	350dpiの高解像度データは6MB～7MB程度、Web閲覧用低解像度データ1.5MB～2MB程度を想定しています。 過去のサンプルについては、提供することはできかねます。
4	SNS運用に向けた画像加工支援の件 それぞれ、どのようなデザインを想定しているか、過去のサンプルを見せていただくことは可能でしょうか。	当院公式SNSにてご参照ください。 ・ Instagram (https://www.instagram.com/nishio.municipal.hospital/) ・ Facebook (https://www.facebook.com/Nishio.Municipal.Hospital/)
5	広報活動業務仕様書の業務内容 (1) 病院広報戦略サポートの「当院に有益で効果的な広報戦略の立案を行い、当院が実施することを決定した広報戦略に対して実施の補助を行う」の範囲内容について、ここで決定した広報戦略に関し、当初の提案を行ったもの以外で新たに実施するものが含まれることもあると思います。その場合は、都度、お見積り提示及び覚書の締結を行うという認識でしょうか？	当初の提案を行ったもの以外で新たに実施することとなった場合は、見積書を提出の上、変更契約を締結することになります。